

○町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

平成2年1月10日

条例第1号

子ども生活部子ども総務課

改正 平成12年3月31日条例第28号

平成13年3月30日条例第7号

平成14年9月30日条例第41号

平成15年3月31日条例第21号

平成15年12月26日条例第60号

平成17年3月31日条例第12号

平成18年9月12日条例第45号

平成20年3月31日条例第12号

平成21年6月26日条例第19号

平成23年12月28日条例第44号

平成26年3月27日条例第9号

平成29年3月31日条例第7号

注 平成15年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で町田市規則（以下「規則」という。）で定める程度の障がいの状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童

(ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)に従事している者及び同法第6条の4に規定する里親(以下「里親」という。)以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(平15条例21・平17条例12・平18条例45・平21条例19・平23条例44・平29条例7・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、町田市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭

和 33 年法律第 192 号) その他規則で定める法令 (以下「社会保険各法」という。) の規定により医療に関する給付が行われるもの又はこれに準ずる者であって規則で定めるものとする。

- (1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第 3 項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による保護を受けている者
- (2) 規則で定める施設に入所している者
- (3) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(平 18 条例 45・平 21 条例 19・一部改正)

(所得の制限)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の 1 月 1 日から 1 年間は対象者としない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者 (以下「ひとり親等」という。) の前々年の所得が、その者の所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) に規定する控除対象配偶者及び扶養親族 (以下「扶養親族等」という。) 並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等 (父又は母に限る。以下この号において同じ。) の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。
- (2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関して、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(平15条例60・平18条例45・一部改正)

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成す

る。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）を助成する。

3 前2項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（平18条例45・平20条例12・一部改正）

（医療費の助成）

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に医療費を支払うことにより助成を行うことができる。

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第6条第1項に規定する一部負担金等相当額を、高齢者の医療の確保に関する法律第67条及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける第6条第2項に規定する規則で定める者は、同項で除外した食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（平18条例45・平20条例12・一部改正）

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 医療証の交付を受けたひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより毎年、現況届を市長に届け出なければならない。

3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(平26条例9・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(平26条例9・追加)

(助成費の返還等)

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(平26条例9・全改)

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条、第7条及び第10条の規定は、平成2年4月1日から施行する。

2 この条例による医療費の助成は、平成2年4月1日以後の病院等で診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合の医療費について行うものとする。

附 則 (平成12年3月31日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、

同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

ただし、改正後の第6条第1項の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成14年9月30日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成14年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日条例第21号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日条例第60号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成15年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第3項の規定は、平成17年1月1日から適用する。

附 則（平成18年9月12日条例第45号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年6月26日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年12月28日条例第44号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条の規定、第3条の規定、第5条から第7条までの規定、第9条の規定、第10条の規定(町田市障がい者福祉センター条例第3条第1号の改正規定を除く。)、第11条の規定、第12条の規定(町田市通所療育施設条例第3条の改正規定を除く。)及び第14条から第17条までの規定 平成24年4月1日

附 則 (平成26年3月27日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成26年4月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日条例第7号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



○町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成2年1月10日

規則第1号

子ども生活部子ども総務課

改正 平成2年12月18日規則第46号

平成2年12月28日規則第48号

平成3年12月26日規則第55号

平成4年12月25日規則第55号

平成5年11月9日規則第36号

平成6年3月31日規則第6号

平成6年12月27日規則第57号

平成7年11月28日規則第59号

平成8年12月19日規則第58号

平成9年6月20日規則第28号

平成9年12月26日規則第59号

平成10年4月1日規則第24号

平成10年9月30日規則第50号

平成10年12月22日規則第63号

平成11年3月8日規則第10号

平成11年12月8日規則第68号

平成12年12月27日規則第107号

平成13年3月5日規則第5号

平成13年12月21日規則第49号

平成14年9月30日規則第57号

平成14年12月19日規則第77号

平成15年3月31日規則第16号

平成15年12月26日規則第69号  
平成17年3月31日規則第25号  
平成17年12月12日規則第83号  
平成18年3月31日規則第29号  
平成18年9月29日規則第66号  
平成20年3月31日規則第44号  
平成23年9月16日規則第62号  
平成24年12月26日規則第93号  
平成26年3月27日規則第11号  
平成26年12月22日規則第56号  
平成28年3月11日規則第34号  
平成28年12月28日規則第137号  
平成29年10月31日規則第55号

注 平成15年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成2年1月町田市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則にいう「父」とは、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障がいの状態)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障がいの状態は、別表第1

のとおりとする。

(平15規則16・一部改正)

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障がいの状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者(次条に定める程度の障がいの状態にある父又は母を除く。)に養育されているとき。

(平15規則16・一部改正)

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障がいの状態)

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障がいの状態は、別表第2のとおりとする。

(平15規則16・一部改正)

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第6条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(平24規則93・平26規則11・一部改正)

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第7条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）  
（平20規則44・一部改正）

（条例第3条第1項の規則で定める対象者）

第8条 条例第3条第1項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であつて、前条各号に掲げる法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

（条例第3条第2項の規則で定める施設）

第9条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する対象者及び対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

2 条例第3条第2項第2号の規定は、同号に規定する者が児童福祉法その他の法令による措置によらずに同号に規定する施設に入所している場合には、適用しない。

（平18規則66・全改）

（所得の額）

第10条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3のとおりとし、次に掲げる児童の養育

者にあっては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第6条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第6条第4号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第6条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第1号ただし書の規定によりひとり親等（父又は母に限る。以下この項において同じ。）が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

（平15規則69・平24規則93・一部改正）

（所得の範囲）

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及び条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監

護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。）に係る所得とする。

（平15規則69・平26規則56・一部改正）

（所得の額の計算方法）

第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

（1） 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2

号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障がい者1人につき27万円（当該障がい者が同号に規定する特別障がい者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

（平15規則16・平15規則69・平17規則83・平18規則66・平24規則93・平26規則56・平28規則137・一部改正）

（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第13条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

（医療証の交付申請）

第14条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書兼現況届（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 認定調書（第2号様式）
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 世帯の全員の住民票の写し
- (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
- (6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の課税の状況を証する書類
- (7) 養育費等に関する申告書

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号まで及び第7号の書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（第3号様式甲）を交付する。ただし、そのうち第15条に定める者と決定したときは、医療証（第3号様式乙）を交付する。また、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（第4号様式）により通知する。

（平24規則93・一部改正）

（条例第6条第1項の規則で定める額）

第14条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同条に規定する高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生

活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項各号又は第2項各号に定める者の区分にかかわらず44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず12,000円とする。

（平18規則66・平20規則44・平24規則93・一部改正）

（条例第6条第2項の規則で定める者）

第15条 条例第6条第2項に規定する規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）とする。

（一部負担金の減額又は免除）

第16条 市長は、法第69条第1項の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第33条第1項に該当する者については、条例第6条第1項に規定する一部負担金等相当額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）について減免することができる。この場合、減免を受けようとする者は、一部負担金減免申請書（第4号様式の2）に高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条第1項に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が前項に規定する要件に該当すると認めたときは、対象者に対して一部負担金減免証明書（第4号様

式の3)を交付し、また、前項に規定する要件に該当しないと認めるときは、一部負担金減免不承認通知書(第4号様式の4)により通知するものとする。

3 前項の規定により一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、一部負担金減免証明書を提示しなければならない。

(平18規則66・平20規則44・平24規則93・一部改正)

(医療証の有効期限)

第17条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の返還)

第18条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第19条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書(第5号様式)により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第20条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第14条の2に定める額を控除した額を支給するとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療助成費支給申請書（第6号様式）により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項第1号の療養費若しくは家族療養費の支給を証する書類又は同項第2号に該当することを確認できる書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

（平20規則44・一部改正）

（届出）

第21条 条例第8条第1項に規定する届出は、申請事項変更（消滅）届（第7号様式）に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規則で定める届出は、医療証交付申請書兼現況届に認定調書、ひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類、その所得の課税の状況を証する書類並びに養育費等に関する申告書を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、課税の状況を証する書類以外の書類の添付を省略することができる。

3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条に規定する児童扶養手当現況届又は公簿等により条例第8条第2項に規定する現況を確認することができるときは、同項の規定による届出があったものとみなす。

4 条例第8条第3項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届（第8号様式）により行わなければならない。

（平23規則62・平26規則11・一部改正）

（受給資格消滅の通知）

第22条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、受給資格消滅通知書（第9号様式）により当該対象者であった者に通

知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第23条 条例第9条の2第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について(第10号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条の2第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書(第11号様式)により行うものとする。

(平26規則11・追加)

(添付書類の省略)

第24条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(平26規則11・旧第23条繰下)

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平26規則11・旧第24条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第18条の規定は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年12月18日規則第46号)

1 この規則は、平成3年1月1日から施行する。

2 平成2年12月以前の所得の制限及び所得額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則(平成2年12月28日規則第48号)

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成3年12月26日規則第55号)

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 平成3年12月以前の所得の制限及び所得額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成4年12月25日規則第55号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年11月9日規則第36号）

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第6号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年12月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成6年12月27日規則第57号）

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 平成6年12月以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成7年11月28日規則第59号）

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 平成7年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成8年12月19日規則第58号）

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 平成8年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月20日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年12月26日規則第59号）

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第9条第1号の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成10年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年9月30日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則（平成10年12月22日規則第63号）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。ただし、第8号様式の改正規定及び第8号様式の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成10年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。

附 則（平成11年3月8日規則第10号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月8日規則第68号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日規則第107号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
  - 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成13年3月5日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成13年12月21日規則第49号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日規則第57号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年12月19日規則第77号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成15年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、この規則による改正前の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成15年3月31日規則第16号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第69号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成15年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、この規則による改正前のひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第25号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月12日規則第83号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式及び第6号様式による用紙で現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第29号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第9条第1号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第66号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による所得の額の計算方法は、平成19年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成18年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3号様式甲及び第3号様式乙による医療証で現に効力を有するものは、それぞれその有効期間に限り、改正後の規則第3号様式甲及び第3号様式乙による医療証とみなす。

4 この規則の施行の際、改正前の規則第1号様式、第3号様式甲及び第3号様式乙

による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3号様式甲及び第3号様式乙による医療証で現に効力を有するものは、それぞれその有効期間に限り、改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3号様式甲及び第3号様式乙による医療証とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則第1号様式、第3号様式甲、第3号様式乙、第4号様式、第4号様式の4、第6号様式及び第9号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成23年9月16日規則第62号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日規則第93号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成25年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の第6条、第10条、第1号様式、第2号様式カ、第2号様式キ、第2号様式ク及び第2号様式コ、サの規定は、平成24年8月1日から適用する。

（経過措置）

3 第3条の規定による改正後の別表第3の規定は、平成25年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成25年1月1日以前の療養に係る医療費の



号) 第 3 1 条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、改正後の規則第 1 2 条第 1 項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

- 3 平成 2 8 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの療養に係る改正後の規則第 1 1 条及び第 1 2 条第 1 項の規定の適用については、改正後の規則第 1 1 条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 2 8 号）第 2 条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 3 1 条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、改正後の規則第 1 2 条第 1 項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成 2 8 年 3 月 1 1 日規則第 3 4 号）

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日規則第 1 3 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する規則の規定は、平成 3 1 年 1 月 1 日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日規則第 5 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3号様式甲による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、この規則による改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3号様式甲による医療証とみなす。

別表第1（第3条関係）

(平15規則16・一部改正)

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障がいをも有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障がいをも有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをも有するもの
- 8 1上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
- 9 1上肢のすべての指を欠くもの
- 10 1上肢のすべての指の機能に著しい障がいをも有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 1下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
- 13 1下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをも有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

17 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

#### 別表第2 (第5条関係)

(平15規則16・一部改正)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいを有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいを有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障がいを有するものであつて、当該障がいの原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

#### 別表第3 (第10条第1項関係)

(平 2 4 規則 9 3 ・ 一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童 の数	金額
0 人	1, 9 2 0, 0 0 0 円
1 人以上	1, 9 2 0, 0 0 0 円に、当該扶養親族等又は児童 1 人につき 3 8 0, 0 0 0 円を加算した額 (所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 1 0 0, 0 0 0 円を、特定扶養親族等 (同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族 (1 9 歳未満の者に限る。)) をいう。) があるときは、当該特定扶養親族等 1 人につき 1 5 0, 0 0 0 円をその額に加算した額)

別表第 4 (第 1 0 条第 1 項関係)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童 の数	金額
0 人	2, 3 6 0, 0 0 0 円
1 人	2, 7 4 0, 0 0 0 円
2 人以上	2, 7 4 0, 0 0 0 円に、扶養親族等又は児童のうち 1 人を除いた扶養親族等又は児童 1 人につき 3 8 0, 0 0 0 円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき (当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養

	親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき) 60,000円を加算した額)
--	--

別表第5 (第10条第2項関係)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書兼現況届

氏名		生年月日	続柄	性別	同居・別居の別	障がいの有無	ひとり親家庭等となった事由	対象・非対象の別	検証番号	市役所使用欄	
申請者	個人番号	□公簿等により住民基本台帳関係情報、地方税関係情報等を取得することに同意します。									
	個人番号	□公簿等により住民基本台帳関係情報、地方税関係情報等を取得することに同意します。									
児童	個人番号	□公簿等により住民基本台帳関係情報、地方税関係情報等を取得することに同意します。									
	個人番号	□公簿等により住民基本台帳関係情報、地方税関係情報等を取得することに同意します。									
	個人番号	□公簿等により住民基本台帳関係情報、地方税関係情報等を取得することに同意します。									
	個人番号	□公簿等により住民基本台帳関係情報、地方税関係情報等を取得することに同意します。									
同居の扶養義務者	個人番号	医療証の交付を申請します。									
	個人番号	現況を届け出ます。									
	個人番号	<p>なお、同居の扶養義務者のうち、所得等を確認する必要がある者として市長が指定する者については、当該者が公簿等により住民基本台帳関係情報、地方税関係情報等を取得することに同意する旨を記した書類を提出いたします。</p> <p>また、本書に記入した事項について、町田市のOA機器に登録することに同意します。</p>									
	個人番号	<p>町田市長 様</p> <p>住所 氏名 印</p> <p>年 月 日</p>									
障がいがある者 （同居の扶養義務者を除く。）	氏名	障がいの程度									

（注）記名・押印に代えて、署名することができます。

第2号様式ア(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(申請書②の欄ア離婚に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあったときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

町田市長 様

住所

氏名

印

(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

第2号様式イ(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(申請書②の欄イ死亡に該当する場合)

死亡した児童の 父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

町田市長 様

住所  
氏名

印

(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

第2号様式ウ(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(申請書②の欄ウ障がいに該当する場合)

障がいの状態にある児童の父又は母の氏名	
障がい名	
確認方法	1 障害基礎年金(1級)受給 (証書の記号番号 ) 2 診断書
その他参考事項	

上記の障がい確認が診断書による場合

就労状況	1 就労している 2 就労していない (理由) 3 現在休職中 (休職期間)
日常生活状況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通院等の状況	通院 月平均 間 過去1年間の入院歴 回延 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

町田市長 様

住所

氏名

印

(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

第2号様式エ(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(申請書②の欄エ生死不明に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない 期 間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない 状 況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

町田市長 様

住所

氏名

印

(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

第2号様式オ(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(申請書②の欄オ遺棄に該当する場合)

遺棄している児童の父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1実父(母) 2養父(母)
遺棄の区分	1父親が家出 2母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方の状況	1 不明 2判明 住所 電話
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1無 2有 (1)時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し
仕 送 り	1無 2有 (1)定期的に有り(月 万円) (2)時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1無 2有( 年 月 警察署届出)
離 婚 の 意 志	1無 2有 3現在はないが将来は考えたい
離 婚 後 の 児 童 の 養 育	1母親 2父親
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1無 2有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1無 2有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1無 2有
遺棄している児童の父又は母がサラ金業者から借金	1無 2有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1無 2有(抹消予定 年 月 日)
生 計 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

町田市市長 様

住所

氏名

印

(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

第2号様式カ(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(申請書②の欄カ保護命令に該当する場合)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令を受けた父又は母の氏名	
保護命令決定日	年 月 日
添付書類	別添 保護命令決定書の写し
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

町田市長 様

住所

氏名

印

(注)記名押印に代えて、署名することができます。

第2号様式キ(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(申請書②の欄キ拘禁に該当する場合)

拘禁されている児童 の父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

町田市長 様

住所

氏名

印

(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

第2号様式ク(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(申請書②の欄ク未婚の女子の子に該当する場合)

父の状況	1不明 (理由) 2判明 氏名 住所 妻の有無 1有 2無
子供の安否を気遣う電話、手紙等	1有 (1)時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2無
子供の安否を気遣う訪問	1有 (1)時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2無
仕送りの状況	1有 (1)定期的に有り(月 万円) (2)時々有り(1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2無
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

町田市長 様

住所

氏名

印

(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

第2号様式コ、サ(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(申請書②の欄コ父母死亡及びサその他に該当する養育者の場合)

児童の父の状況	1 死亡( 年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡( 年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

町田市長 様

住所

氏名

印

(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

④ 医 療 証 ① ④ 〒		受給者 番号・氏名				備 考		受給者 番号・氏名				備 考	
		負担者番号						負担者番号					
		受給者番号						受給者番号					
氏 名		負担者番号						負担者番号					
有効期間		受給者番号						受給者番号					
年 月 日から 年 月 日まで													
次の受給者は、町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を町田市が助成するものであることを証明する。		負担者番号						負担者番号					
東京都町田市長 印		受給者番号						受給者番号					
交付年月日													

(裏面)

御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証を一緒に取扱い病院等の窓口へ提出し、町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による一部負担金相当額をお支払いください。
  - 2 入院の場合は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。
  - 3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。
  - 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
  - 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口へ医療費の支給を申請してください。
  - 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。
  - 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口へこの証を添えて届け出てください。
  - 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
  - 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。
- 問い合わせ先

④ 医 療 証 ④		受給者 番号・氏名				備 考		受給者 番号・氏名				備 考			
〒		負担者番号				受給者番号		負担者番号				受給者番号			
氏 名		負担者番号				受給者番号		負担者番号				受給者番号			
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで				負担者番号		受給者番号		負担者番号				受給者番号	
次の受給者は、町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を町田市が助成するものであることを証明する。															
東京都町田市長 印															
交付年月日															

(裏面)

御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に、取扱い病院等の窓口へ提出してください。
  - 2 入院の場合は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。
  - 3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。
  - 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
  - 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口へ医療費の支給を申請してください。
  - 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。
  - 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口へこの証を添えて届け出てください。
  - 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
  - 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。
- 問い合わせ先

第4号様式(第14条関係)

〒

町田市 \_\_\_\_\_

町 第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

ひとり親家庭等医療費助成制度医療証  
交付申請却下決定通知書

町田市長 印

年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、下記の理由でひとり親家庭等医療費助成制度の対象者となりませんので通知いたします。

記

氏 名 様

却下理由

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第4号様式の2(第16条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免申請書

負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
受 給 者	氏 名							
	生 年 月 日	年 月 日						
	住 所							
傷 病 名								
発病又は負傷年月日								
申 請 の 理 由								

上記のとおり、町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条第1項の規定により、一部負担金の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

町田市長 様

住 所  
氏 名 印

※記名押印に代えて、署名することができます。

第4号様式の3(第16条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書

負担者番号								
受給者番号								
受給者	氏名							
	生年月日	年 月 日						
	住所							
減額、免除の別	減額( 円)、免除							
有効期間	自	年	月	日	至	年	月	日

上記のとおり、町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条第2項の規定により、一部負担金を減免し、減免額に相当する額を助成することを証明します。

年 月 日

町田市長

印

第4号様式の4(第16条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免不承認  
通知書

年 月 日

様

町田市長 印

年 月 日付けで申請のありました町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条第1項の規定に基づく一部負担金の減免について、下記の理由で助成をしないことに決定しましたので通知します。

記

理 由

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第5号様式(第19条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度医療証再交付申請書

年 月 日

町田市長 様

住 所  
氏 名 印

下記の理由により、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負担者番号							
受給者番号							

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他  
(具体的に書いてください。)

(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

第6号様式(第20条関係)

① ひとり親家庭等医療費助成費支給申請書

支給決定額 \* 円

負担者番号						世帯主組合員 被保険者氏名	
受給者番号							
保険の 種類	1国保 4日雇 7後期	2組合 5船員	3政管 6共済	被保険者証 記号番号			
保険者名	番号				名称		
対象者氏名					生年月日	年 月 日生	
申請の種類	1 一般 2 歯科 3 薬剤 4 看護 5 補装具 6 その他						
入院・入院外の別	1 入院 2 入院外						
診療等を受けた期間	年 月 日から 年 月 日						
医療費総額 (一部負担金等相当額)	(						円 円)
支給申請額							円
病院などの名 前 所 在 地	名前 所在地						
申請の理由 (詳しく書いてください。)							
支給額は、下記の口座にお振込みください。							
振込先 金融機関	銀行 店				1普通	口座番号	
					2当座	口座名義	
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療助成費の支給を申請します。 年 月 日 町田市長 様 住所 氏名 印							

- (注意) 1 \*印欄は記入しないでください。  
 2 番号をつけてある欄は、該当の番号を○で囲んで下さい。  
 3 区(市町村)の国民健康保険以外の保険に加入している方は、保険の療養費支給決定通知書又は領収書を添えて申請してください。  
 なお、保険で付加給付のある場合は申し出てください。  
 4 記名押印に代えて、署名することができます。

第7号様式(第21条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度申請事項変更(消滅)届

医療証番号	負担者番号																			
	受給者番号																			
変更の場合	1 氏名	旧氏名													新氏名					
	2 住所	旧住所																		
		新住所																		
	3 同居の扶養義務者	種別	氏名	個人番号(追加の場合のみ記入)																
		追加・喪失																		
		追加・喪失																		
	4 保険	※新しい保険証のコピー(対象者全員分)を添付してください。																		
	5 対象者	追加・喪失	氏名	申請者との続柄( )																
			個人番号(追加の場合のみ記入)																	
		理由	<input type="checkbox"/> 公簿等により住民基本台帳関係情報、地方税関係情報等を取得することに同意します。 出生・転入・マル子取得・消滅(No. ) その他( )																	
6 その他																				
変更年月日	年 月 日																			
消滅の場合	1 市外転出																			
	2 生活保護受給																			
	3 死亡																			
	4 ひとり親家庭等でなくなった理由(婚姻・事実婚 児童を監護しなくなった)																			
	5 その他( )																			
	消滅年月日	年 月 日																		
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の申請事項が変更受給資格が消滅しましたので届け出ます。 なお、同居の扶養義務者のうち、所得等を確認する必要がある者として市長が指定する者については、当該者が公簿等により住民基本台帳関係情報、地方税関係情報等を取得することに同意する旨を記した書類を提出いたします。 また、本書に記入した事項について、町田市のOA機器に登録することに同意します。 年 月 日 町田市長 様 住所 氏名 印																				

(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

第8号様式(第21条関係)

㊦ 第三者行為による傷病届

対象者 (被害者)	負担者番号												被保険者氏名				
	受給者番号												被保険者記号番号				
	保険者名												保険者番号				
第三者 行為 (事故) の状況	発生日時												発生場所				
	原因及び 被害の状況																
第三者 (加害者)	住所																
	氏名												電話番号		( )		
	交通事故 の場合	自賠責 保険	保険 会社名											電話番号		( )	
			所在地														
	任意 保険	保険 会社名											電話番号		( )		
		所在地															

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

町田市長 様

ひとり親等 { 郵便番号 電話番号 ( )  
住 所  
氏 名

印

第9号様式(第22条関係)

〒

町田市 \_\_\_\_\_

町 第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_  
様

ひとり親家庭等医療費助成制度受給資格消滅通知書

町田市長 印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格が消滅しましたので通知いたします。

- 1 消滅者氏名 様
- 2 消滅年月日 年 月 日
- 3 消滅理由

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第10号様式(第23条関係)

㊦ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

町田市長 様

対象者 { 郵便番号 電話番号 ( )  
 住 所  
 氏 名 印  
 ( 年 月 日生)

町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条の2第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について町田市から助成を受けた額の限度において、私が加害者に対して有する下記損害賠償請求権を町田市に譲渡します。

記

譲渡する債権	債権額	金 円				
	事故発生日時		事故発生場所			
	原因及び被害の状況					
債務者(加害者)	住 所					
	氏 名		電話番号	( )		
	交通事故の場合	自賠責保険	保 険会社名		電話番号	( )
			所在地			
	交通事故の場合	任意保険	保 険会社名		電話番号	( )
			所在地			

第11号様式(第23条関係)

債権譲渡通知書

年 月 日

様

譲渡人 住所  
氏名 印

私があなたに対して有する下記の債権を譲渡しましたので通知します。

記

- 債権額 金 円
- 債権発生の原因である事実
- 譲渡日 年 月 日
- 譲受人 町田市  
(住所)東京都町田市森野二丁目2番22号

第1号様式（第14条、第21条関係）

（平29規則55・全改）

第2号様式ア（第14条関係）

第2号様式イ（第14条関係）

第2号様式ウ（第14条関係）

（平24規則93・全改）

第2号様式エ（第14条関係）

第2号様式オ（第14条関係）

第2号様式カ（第14条関係）

（平24規則93・追加）

第2号様式キ（第14条関係）

（平24規則93・旧第2号様式カ・一部改正）

第2号様式ク（第14条関係）

（平24規則93・旧第2号様式キ・一部改正）

第2号様式コ、サ（第14条関係）

（平24規則93・旧第2号様式ケ・一部改正）

第3号様式甲（第14条関係）

（平24規則93・全改、平29規則55・一部改正）

第3号様式乙（第14条関係）

（平24規則93・全改）

第4号様式（第14条関係）

（平17規則25・全改、平20規則44・平28規則34・一部改正）

第4号様式の2（第16条関係）

第4号様式の3（第16条関係）

第4号様式の4（第16条関係）

（平17規則25・全改、平20規則44・平28規則34・一部改正）

第5号様式（第19条関係）

第6号様式（第20条関係）

（平17規則83・平20規則44・一部改正）

第7号様式（第21条関係）

（平29規則55・全改）

第8号様式（第21条関係）

（平26規則11・全改）

第9号様式（第22条関係）

（平17規則25・全改、平20規則44・平28規則34・一部改正）

第10号様式（第23条関係）

（平26規則11・追加）

第11号様式（第23条関係）

（平26規則11・追加）